

○山井委員 二十分しかありませんので、順番に行かせていただきたいと思います。

今の源馬議員の質問にもありましたように、今回の調査等は極めてずさんで、ぜひこれは再調査を求めたいと思います。一方しか調査をせずに、それで白だった、そういうのは調査とは言いませんから、世の中では。話にならないと思います。

本題に入る前に、ちょっと最近、深刻な問題が出てきております。一、二問、その質問をさせていただきたいと思います。

配付資料をごらんください。伊藤詩織さんという方が、ミー・トゥーということで、性被害を明らかにしておられます。

ここに記事がありますように、一ページ目、伊藤さんは二〇一五年四月、就職相談のため男性と都内で飲食した際に、意識を失い望まない性行為をされたとして、警察に告訴。準強姦容疑で捜査されたが、嫌疑不十分で不起訴処分となった。

会見で伊藤さんは、日本では七月に改正刑法が施行されたが、強制的性交罪も、被害者が抵抗できないほどの暴行、脅迫を受けたと証明できないと罪に問えないことは変わらない、三年後の見直しでさらなる議論が必要だと。また、会見では、公にしてからバッシングを受けて、前のように生活できなくなった、しかし、隠れなければならないのは被害者ではない、話すことでよい方向に変えていきたいと。

実際、この方は、公表してからいろいろなバッシングを受けて、日本に住みづらくなって、今ロンドンに移住をされております。

次のページ、その伊藤詩織さんの支援の会が発足しました。

さらに、次の四ページを見ていただきたいんですけども、この伊藤詩織さんの件だけではなくて、最近報道を見ておきますと、こういう、大量のお酒を飲ませて意識を失わせ、それで性暴力を加えたと。

これ、ひどいなと思うんですけども、連日の報道で、どんどん相次いで不起訴になっているんですね。その理由は、抵抗したことが証明できないと。それは、睡眠薬飲まされたり大量の酒飲まされてふらふらになっていたら、抵抗できるはずないじゃないですか。

それで、かつ、「就活セクハラ」「学生は防衛策を」と五ページに書いてあるけれども、いや、防衛策するのは学生じゃないでしょう。そもそも、そういうことを放置している国の法律なり法務省が何とかしないと。酒飲んだら危険ですよ、酒飲まされて性暴力受けても、無罪放免になりますよ、そんな法治国家、ないでしょう、先進国で。これは本当に深刻過ぎる話なんです。

そこで、山下大臣に冒頭、一問お聞きしたいんですけども、私の理解が間違っていたら教えてほしいんですけども、一般論としては、大量にお酒を飲ませて、意識がなく、抵抗できない状態で性暴力を受けても、結局、現状では不起訴になる可能性が高いというふうに理解していいんですか、今の日本では。

○山下国務大臣 これは、個別の事件を離れて、あくまで一般論として申し上げれば、人の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心身を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、性交等やわいせつの行為をした場合には、刑法に規定する準強制的性交等罪や準強制わいせつ罪が成立し得るものと承知しております。

そして、個々の事実関係を踏まえてのお話でございますが、お尋ねのように、大量にお酒を飲ませて抵抗できない状態というのが、先ほど申し上げた、準強制的性交等における、心身を喪失させ、あるいは抗拒不能にさせてに当たる場合には、先ほど申し上げた準強制的性交等罪や準強制わいせつ罪が成立し得るものと承知しております。

他方で、不起訴になるかどうかにつきましては、これはもう、証拠関係を踏まえて犯罪の嫌疑が十分でない場合における嫌疑不十分や、あるいは犯罪の情状や被害者の意向等の犯罪後の状況から訴追を必要としない場合における起訴猶予などさまざまであるところ、起訴すべきかどうか、不起訴とすべきかについては、検察当局において個別の事案ごとに証拠関係に基づき判断されるものということをごさしめて、一概に申し上げることは困難であります。

しかしながら、御指摘の性的な被害につきましては、いわゆる暗数も相当あるというふうにも考えられますの

で、まずは性犯罪の実態を把握することが重要でありまして、法務省としては、暗数も含めて性犯罪被害の実態を把握し、それを踏まえて、性犯罪に関する施策のあり方について必要な検討を加え、性犯罪被害で苦しむ方をなくすように努めてまいりたいと考えております。

○山井委員 これは報道で見るとは思いますが、私、山下法務大臣になって、最近こういう、お酒を大量に飲ませたり、そういう形で性暴力して、不起訴になっているケースがふえているような気がしてなりません、ここ一、二年で。

ですから、その事実関係を確認したいので、本当かどうか、それを確認したいので、ぜひ法務委員会の理事会に、最近のここ数年のこういう案件と、起訴になった案件の、不起訴、起訴の資料を、私も印象なので、わかりませんので、事実関係を確認したいので、理事会に提出していただけますか、委員長。

○葉梨委員長 御指摘がございましたので、後刻、理事会で協議します。

○山井委員 これは私、与野党関係ないと思うんです。本当に、報道を見ていて、何党関係なく、本当に悪質な犯罪が放置されているんじゃないかというのを、これは別に私だけじゃなくて、多くの人が本当に思っているんです。

それで、もう一点だけ。

これは山下大臣、問題意識を多分持っておられるんじゃないかと思うんです。これは別に政争の具にするために私は言っているんじゃないのでね。これは問題意識を持っておられないかということと、この六ページ、七ページにありますように、例えばスウェーデンなどでは、暴行、脅迫等がなくてもレイプ罪が成立するとか、これはヒューマンライツ・ナウの資料ですけれども、その次の七ページにありますように、暴行、脅迫等の要件を求める法制度の国でも、日本より広くレイプ罪を想定しているとか。

これは、やはり本当に刑法の改正というものを議論しないと、私、本当に、連日、新聞を読むたびに暗たんたる気持ちになりますよ。意識を失わされて抵抗しなかったから不起訴って、それはないでしょう、どう考えたってと思うんですが、刑法の改正をぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがですか、大臣。

○山下国務大臣 冒頭、私は、委員の今の御指摘、私の大臣就任以来云々というところがありましたが、これは全く同意しかねる話でございます。それにつきまして申し上げたいことはあるんですが、これは貴重な審議の場でございますので、そこはあえてのみ込んで答弁させていただきます。

これにつきまして、まず、暴行、脅迫要件の改正についてお尋ねがありました。平成二十九年の刑法の改正の際には、この要件を撤廃、緩和することについて、暴行、脅迫のような外形的行為がないときは被害者の同意を証明することが容易でないことなどから慎重な検討を要するものとして、そのような改正が行われなかったところでございます。

現在、暴行、脅迫につきましては、強制性交等罪における暴行、脅迫は、従前の強姦罪における暴行、脅迫において、最高裁判所の判例上、反抗を著しく困難ならしめる程度のものであれば足りると示されており、強制性交等罪についても同様と考えられるところでございます。

そして、この相手方の反抗を著しく困難ならしめる程度のものであるかどうかは、これも最高裁判所の判例上、単にこの暴行、脅迫のみを取り上げて観察すればそのような程度には達しないと認められるものであっても、被害者の年齢、行為の時間、場所の四囲の環境その他具体的事情と相まって、相手方の反抗を著しく困難ならしめるものであれば足りると解されておりまして、例えば、具体的な状況において、手首をつかんで引っ張る、あるいは、背後から抱きつく、下着を脱がせる、ソファに押し倒すなどの有形力の行使のみが認定された事案で、被害者と被告人の体格差や犯行場所に二人きりであったことなどを踏まえ、反抗を著しく困難ならしめる程度の暴行、脅迫があったものと判示したものと承知しております。

こういったことから、検察当局としても、具体的な事案に即した適切な立証活動に及び、また適切な判断に基づいてしているものと私は認識しておりますけれども、引き続き、性犯罪被害の実情の把握等を着実に進めてまいりたいと考えております。

○山井委員 先ほどの、山下大臣になってからこの種の事件の不起訴がふえたということは、私の印象論ですので、謝罪して撤回したいと思っております。

ただ、私は報道を見てそう感じましたので、本当にそうなのかどうかということは実際の資料を見ないとわかりませんので、先ほど言いましたように、ぜひ委員長、そうでないとおっしゃるのであれば、実際、過去数年の経緯がどうなのかということ、委員会に資料を提出していただきたいと思います。

○葉梨委員長 一般的な傾向としてそういう傾向があるのかどうかという御指摘ですね……（山井委員「いえいえ、数字です、何件告発されて、何件不起訴になって、起訴になったかということを出していただき」と呼ぶ）いずれにしても、理事会で協議をします。

○山井委員 はい、申しわけありません。

それで、この外国人技能実習生の件なんですけど、昨年、私も含めて、二千八百枚、写させていただきました。

それで、配付資料にもありますように、もう多くは語りませんが、今回、余りにもずさんだと思います。私たちの書き写しでは、五千人ぐらい最賃割れだというふうに認定したのが、五千人のうち五十八人、1%しか認定されない。これはもう、はっきり言って、調査がひど過ぎる、調査になっていないと言わざるを得ません。

それで、一問目、きのう私に出てきた資料、十九ページを見てください。

ここで、源馬議員の質問にもつながるんですけども、この十九ページの資料の下、七百二十一人は不正行為の疑いを認めたということですが、三千七百七十七件も、上記以外、その中には、書類不備を認め、労働基準監督機関への通報を行ったものも含むとなっているんですね。

ということは、ちょっとお聞きしたいんですが、これ、そもそも、四千四百九十八件のうち通報を行ったのは何件ですか。軽微なものも含め、通報を行ったのは何件ですか。

○葉梨委員長 通告はされていますか。（山井委員「いや、していません。きのうの晩もらったので、この資料」と呼ぶ）そういうときは、事務方を登録するようにしてください。後で調べさせますので。

○山下国務大臣 今、ちょっと通告を受けていないので、ちょっと答えかねます。

○山井委員 そうしたら、ちょっと私の質問をしている間に教えてください。

シンプルクエスチョンで、四千四百九十八件のうち、労基署に通告したのは何件かというのは、これはシンプルファクトですから。別に……

○葉梨委員長 いずれにしても、そういうシンプルファクトを答えるために政府参考人がおりますので、登録するようにしてください。

○山井委員 はい。

いや、そんなこともわからないとは、私もびっくりしました。

それで、私、もう一つ、今回びっくりしたのは、二千八百枚、私たち書き写しましたけれども、書き写しだけでは不十分なので、正式な情報開示請求で出してもらおうと思って、これ、数万円かかったんですけども、開示請求したんです。ところが、結果的に、これは全部真っ黒なんですよ、二千八百枚。

私たちが書き写しましたよ。でも、しょせん書き写しだから、本物を当然見たいじゃないですか。そう思って開示したら、これ、出てこないんですよ。ということは、これは今後も出てこないんですか。

なぜならば、これだけ劣悪な労働条件で、失踪というよりも、人権侵害や労基法違反で緊急避難したんじゃないかということがわかったのは、この黒塗りを、法務委員会の、これは与野党含めてかもしれません、委員長さんも含めてだと思えますけれども、皆さんが英断で黒塗りを取ってくださったから、あ、こんなひどい状況だったのかということ、これは与野党関係なく、改善に、前に進んだと思うんですよ。ところが、これがまた後退しちゃって、二度と公開しない。

そうしたら、今後、失踪の数もふえていますから、山下大臣そして葉梨委員長、ぜひ、これが公開されなかったら、劣悪な状況は明らかにならなかつたんですよ。それをもう一回出さない、隠すというのは、私、全く理解できないんです。本当に、法務委員長そして厚生労働大臣が、改善したい、改善したかどうかをチェックしたいと思われれば、ぜひとも今後も、新制度になってから、また最新のこの聴取票、プライバシーや犯罪に係ることは黒塗りでいいですから、ぜひ改めて開示していただきたいと思いますが、いかがですか。

○葉梨委員長 資料のお取扱いについては理事会で協議いたします。昨年閲覧を認めたのも、そういう形でコピーをして出すということまで理事会で認めたわけではございませんので、そのような御指摘もあったということ

を踏まえて、後刻、理事会でも協議をいたします。

その上で、山下法務大臣。

○山下国務大臣 まず、聴取票に係る情報公開請求に対するお尋ねがありましたが、情報公開法に基づく開示請求については、情報公開法の手続と要件にのっとり、適切に開示、不開示の決定をしているというところまでございまして、お尋ねの聴取票についても、同法の規定にのっとり判断したものでございます。

そして、新制度下の聴取票を公表すべきではないかとお尋ねがありましたが、聴取票は、入管法に違反して資格外活動等を行った失踪技能実習生から任意に聴取した情報を記載したものであります。その聴取は内容の公開を前提として行われておらず、その記載内容は失踪技能実習生等の個人に関する情報そのものでございます。このような性質を有する聴取票の記載内容が広く開示されれば、今後の調査や捜査への協力が得られなくなる可能性があるほか、個人の特定につながったり、失踪者本人のプライバシー等が損なわれるおそれもございまして、そのため、聴取票は、本来、閲覧や公開に応じられない性質の文書であると考えておりまして、聴取票を公表するという事は考えておりません。

○山井委員 じゃ、昨年、理事会でこれを公開して、何かトラブル、不都合があったんですか、一つでも。山下大臣、教えてください、そこまでおっしゃるのであれば。

○山下国務大臣 昨年の公開につきましては、もともと我々がそういった聴取票を公表するという事については、先ほど申上げた理由から、これは考えていなかったところでございます。しかしながら、他方で、委員会の御要請がございました。そして、その当時、網羅的な調査がなされていなかったということがございまして、そうしたものに変わるものとしてお見せしたところでございます。

そうしたところで、我々としては、理事の皆様に限定的に開示をさせていただいたということで考えております。そうしたことをぜひ御理解賜ればと考えております。

○山井委員 質問に教えてください。

開示したことによって不都合は一件でもあったんですか、お答えください。

○葉梨委員長 いや、この質問に対しては、私は、大臣は答えておると思います。

それで、この資料の今後の取扱いについては、昨年皆様が書き写された聴取票なども資料として、具体的な行政調査が始まっているところでもございますので、そのような状況も踏まえて、先ほど来申し上げているとおり、後刻、理事会で協議をいたします。

○山井委員 その具体的調査が、被害者にほとんど聞かず、一方的で、調査になっていないから言っているんじゃないんですか、原票を出してくれと言って。

山下大臣、質問にちゃんと答えてください。不都合は一件でもあったんですか。

○山下国務大臣 具体的にどのような不都合があったかということをお答えすること自体が、この聴取票の内容について公表しないことの趣旨に抵触いたしますので、お答えは差し控させていただきたいと考えます。

○山井委員 逆に、不都合というのは、法務行政がどれほど技能実習生に対して冷たくて、人権侵害や労基法違反を放置していたかばれたという、それはあなたたちにとっての不都合なんじゃないんですか。

技能実習生にとっては、皆さん喜んでおられるんですよ。自分たちの心の叫び、誰も聞いてくれなかった暗闇の中で、人権侵害や労基法違反で泣かされて、中には自殺や死亡までしている人もいます。そういう実態から、全然、法務省はそれを公開どころか隠蔽してきた、握り潰してきた、それが明らかになったということに、技能実習生や支援団体は大喜びだったんですよ。それを隠すということは考えられません。ですから、ぜひとも公開していただきたいと思っております。

続いては、今回、また死亡事案、自殺と死亡者が、病死五十九件、自殺十七件、出ておりますが、この中にパワハラや長時間労働、過労死というのがあるんじゃないかと思っております。

これは厚労省になるかもしれませんが、この中で、単月百時間、二カ月連続八十時間の長時間労働、過労死ライン超えは何人か、そもそもこれらの死亡者の残業時間を全員把握しているのか、全員に労災はおりているのか、お答えください。

○田中政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘ありました病死五十九件、自殺十七件につきましては、法務省で取りまとめたPT調査結果において、平成二十四年から平成二十九年までの間に把握した件数と承知しております。

厚生労働省におきましては、労災認定に係る保険給付調査結果復命書の保存年限が五年でありますことから、平成二十五年以降の死亡事案について確認を行ったところですが、当該期間に係る病死は五十四件、それから自殺は十四件でございました。このうち、いわゆる過労死として認定したものは一件でございます。

具体的な労働時間等につきましては、個別事案であり、回答を差し控えたいと思います。

○葉梨委員長 山井君、質疑時間が終了しておりますので、まとめてください。

○山井委員 はい、わかりました。

これで終わらせていただきますが、ますます失踪者もふえ、私の聞いている話では、ことしに入って、技能実習生や留学生、外国人、ベトナム人などの死亡者はふえているという悲鳴も聞いております。減っているんじゃない、ふえているんです。ぜひともこの審議を続けていただきたいと思いますし、再調査を改めて求めたいと思います。

ありがとうございました。